



丙午, 195

正問錄

地方之華方  
諸詞類

2

73  
6777  
2





門 73  
號 6777  
卷 2

目錄



村居習之錄序同書

陳陸欽燒香建誓同書

在陳入軍人金方同書

存行人之錄序中上書

附山莊卷之二錄序同書

引序之錄序同書

引序之錄序同書

小兒卷之二錄序同書

天監三年三月六日  
成序惟精



石目形取牙方烟書

石目形以袋取牙方烟書

石人出而煙取牙方烟書

石人出而煙取牙方烟書

石下知州

石關新子於京

山林世失入之方書

山林伐木以排烟書

山林令山動定能烟書

流縣字合山動定能烟書

臨見分書

臨村地境之方取報書

山島有捕魚牙方烟書

山島有捕魚牙方烟書

山島有捕魚牙方烟書

山島有捕魚牙方烟書 但一打白漆海之不及烟

山島有捕魚牙方烟書

山島有捕魚牙方烟書

山島有捕魚牙方烟書 但一打白漆海之不及烟



信引水内郡西柏系村名、後予伺書  
 松山代官不信引水内郡西柏系村之故、延享八年松平之遊江ノ左地之  
 村名は水泄其年之書西定柏系村とあり、當之後永井守重は後分  
 下成田山口部之内在柏系村と申村方より給事申言候、西定之加  
 西柏系村と唱當之處、予深年中、新所より成是、其信引水之故  
 其年引續西柏系と地、白河書也、其より、知高石村之故、其  
 往還言を、其出、其柏系とあり、往還所用、白河より、陸之新結、其  
 陸之新結、其柏系名あり、其より、其柏系とあり、其唱事、其地、方  
 白書、西定、西柏系とあり、其後、其一年より、其引水、其故、其より、其







高橋之村屋之混雜任其便也其物亦不中乎乃致色色皆其族  
信之自其後終於其大抵書也此其印信書也西三年以來  
一西之字亦除拍系村与下他之族其信亦自其後其印信也

文化六年八月

作助定所

收 石室信平

少殿平  
書為國之通天下之人

押切 加田 巳 十月

信列于井部中世孫為賴鏡之妻信國書

又見

在孫白用達場  
吾門腰至門書不

建保八孫之伴各  
日孫八伴各  
一 忠建保百孫伴

非七各夕

在孫之方是建保二藏

在孫白之建保

拾伴或合夕

在孫年孫押入孫賴大

五伴

次之月

即伴各

便之月

五伴

吾聞



九律及公

八律及公

七律及公

六律及公

五律及公

四律及公

三律及公

二律及公

一律及公

九律

八律及公

七律及公

六律及公

五律及公

四律及公

三律及公

二律及公

抄錄公之孫...

同即卷去乃在

中用至端

同新押入即个新

同新極難去乃在

乙事端并極難在

口新白劇

席下

書改於屋并押入極難

口新西至少於屋

小使於屋

九律

八律及公

中乃於屋

寫及即本便和即不

五門去乃在

張書不腦子者

門書新

口腦子去乃

他... 今至西...



一 同七指口伴

印之指伴亦合多

四

八伴

印伴

印指伴

指五伴

三伴五合

五伴

口伴

自指之代少部之部  
先其伴之威

二五安

口所押入

五合

指

口不押入

口不五合

少者於危

湯

便所

極類

六伴五合

五伴

五伴

世代令七指之由身分取指之文以下

但  
五合其具之類境之長約也一各分五指其  
五伴令之文方亦即其指之文以下也

由代指所

三言五方印而五指之在之身印印印

四言五方印而五指之在之身印印印

五言五方印而五指之在之身印印印

六言五方印而五指之在之身印印印

三言五方印  
全三言五方印之文以下也

那中刻



外令三指由三方承以指文書卜

少以味香成

石志私代在石部中時在石志去未十日朝夜就燒  
法以手畫替目論之故子昭子代少為之形也列  
碑致石城或大子昭石志云石城味或入札中石部中  
想代大子昭之字并札信石城味或入札中石部中  
書為一而少在後之目論之此年奉給書石部中刻入書書為

押切  
石志部

文化九年三月二十一日

石志部

石志部

石志部

石志部

一 石志部全書入石部中時在石志去未十日朝夜就燒  
法以手畫替目論之故子昭子代少為之形也列  
碑致石城或大子昭石志云石城味或入札中石部中  
想代大子昭之字并札信石城味或入札中石部中  
書為一而少在後之目論之此年奉給書石部中刻入書書為

一 石志部全書入石部中時在石志去未十日朝夜就燒  
法以手畫替目論之故子昭子代少為之形也列  
碑致石城或大子昭石志云石城味或入札中石部中  
想代大子昭之字并札信石城味或入札中石部中  
書為一而少在後之目論之此年奉給書石部中刻入書書為

一 石志部全書入石部中時在石志去未十日朝夜就燒  
法以手畫替目論之故子昭子代少為之形也列  
碑致石城或大子昭石志云石城味或入札中石部中  
想代大子昭之字并札信石城味或入札中石部中  
書為一而少在後之目論之此年奉給書石部中刻入書書為

石志部全書入石部中時在石志去未十日朝夜就燒  
法以手畫替目論之故子昭子代少為之形也列  
碑致石城或大子昭石志云石城味或入札中石部中  
想代大子昭之字并札信石城味或入札中石部中  
書為一而少在後之目論之此年奉給書石部中刻入書書為



致之... 右入... 用... 故... 何... 書... 入... 用... 故... 何... 書...

久... 下... 年... 月...

次... 之... 信...

所... 定... 所...

書... 之... 系... 突... 用... 故... 何... 書... 入... 用... 故... 何... 書...

押... 印... 日... 月... 日...

戊... 二... 月...

信... 列... 西... 部... 村... 誰... 帝... 者... 故... 子... 中... 下... 書... 信...

私... 代... 信... 不...

信... 舟... 身... 部... 西... 部... 村...

信... 言... 右... 第... 三... 卷...

後... 三... 部... 五... 十... 二... 卷...

回... 人... 冊...

而... 七... 十... 九... 卷...

右... 強... 三... 部... 家... 父... 子... 承... 七... 代... 年... 兩... 元... 江... 河... 婦... 志... 進... 孫... 子... 由... 的... 母... 子... 身... 言... 者... 業... 以... 事... 也... 以... 之... 云... 為... 如... 母... 而... 之... 故... 而... 自... 七... 十... 九... 卷... 在... 世... 年... 之... 信... 二... 部... 者... 始... 于... 年... 以... 來... 別... 之... 為... 兩... 卷... 者... 乃... 不... 自... 也... 故... 也... 云... 云... 生... 少... 部... 在... 是... 孫... 子... 第... 二... 卷... 亦... 候...



















河津之故蹟

和國分少也常列河内郡之舊新向由後寺山代信不  
同不能信郡河津寺村河津之故蹟同村八丈高也而地之內  
三年寺定古蹟安有在也寺山

常列河内郡之舊新向

河津寺

河津寺之故蹟

和國分少也常列河内郡之舊新向由後寺山代信不  
同不能信郡河津寺村河津之故蹟同村八丈高也而地之內  
三年寺定古蹟安有在也寺山

河津寺之故蹟  
和國分少也常列河内郡之舊新向由後寺山代信不  
同不能信郡河津寺村河津之故蹟同村八丈高也而地之內  
三年寺定古蹟安有在也寺山  
河津寺之故蹟  
和國分少也常列河内郡之舊新向由後寺山代信不  
同不能信郡河津寺村河津之故蹟同村八丈高也而地之內  
三年寺定古蹟安有在也寺山











此竹乃乃有破隙之儀... 中々

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

一々年... 切引... 取引... 取引... 取引...

取引... 取引... 取引... 取引... 取引...



勿淨幸化... 田細平... 定古...

此後... 田細平... 田細...

一 上... 田細... 田細...

田細... 田細... 田細... 田細...

文政二...

...

...







石之新島分也領新島陸國河内郡之濱新田日蓮字印號字日國  
能波郡新島村引等領書云卯之月申云陸國被与云云云云  
同之通島辰二月申石川之水正下知五陸島云云云云地不陸島  
右標石之濱新田云云之地分村人云濱田相記返り領領地  
云云下之所分場所云云保年中出水云云領地云云  
兼峰之島嶽山林と申所七云云場所云云或指云云云云  
何事云云本島輪用云云控使云云云云又控使云云或指場所  
何事云云本島輪用云云控使云云云云又控使云云或指場所  
右行新島中云云云云云云云云云云云云云云云云云云  
中云云新領地領書云云永代云云水場云云領地云云領地云云  
領地云云領地云云領地云云領地云云領地云云領地云云  
辛之領地云云領地云云領地云云領地云云領地云云領地云云  
海之領地云云

文政三年八月

松之島

### 御勘定所

昔陸島村云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々  
一利及平好田領地云々云々云々云々云々云々云々云々  
夫等云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々  
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々  
此云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々  
如云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々  
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

下之札



壬午年... 海地... 乙未年...

壬午年... 壬午年... 壬午年... 壬午年...

押印 石版 乙未年

石版... 乙未年...

壬午年... 壬午年...

壬午年... 壬午年... 壬午年... 壬午年... 壬午年...



















寛政十二甲申年中  
田代郡支那

道新三子子孫石之牛九布以合之九  
世多列子孫石之牛九布以合之九

田子子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

村子子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

田子子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

寛政十二甲申年中

田代郡支那

道新三子子孫石之牛九布以合之九

世多列子孫石之牛九布以合之九

田子子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

寛政十二甲申年中

田代郡支那

道新三子子孫石之牛九布以合之九

道新三子子孫石之牛九布以合之九  
世多列子孫石之牛九布以合之九

田代郡支那

道新三子子孫石之牛九布以合之九

世多列子孫石之牛九布以合之九

田子子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九

以多列子孫石之牛九布以合之九







一 某代能道乃之假知新子云稼林四在公志入用其下月后与  
 一 所人勿之而物故中之行產中中台之續後云其外子之知志云台  
 入右能事しり接

世能代能道地利水年貢納方法狀

能道初年下直交作取

即今年目之五二米七升

二今年目之 百二米七升

三今年目之 百二米七升

是志能道地集五區五之方石割令、電而本貢之納水故知所  
 所流能道地集五區五之方石割令、電而本貢之納水故知所

一 畑吉吉吉吉

能道初年下直交作取

即今年目之五二米七升

二今年目之 百二米七升

三今年目之 百二米七升

是志石目取

入右能事しり接

一 畑吉吉吉吉  
 人吉吉吉

家作  
 一 畑吉吉吉吉  
 二 畑吉吉吉吉

是志河本町部所折以与三方三之、上直交作取  
 是志河本町部所折以与三方三之、上直交作取







是名穠人其有分能之積回即多其分細即多其分也

一 今言其要

是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

是名入百姓

是名入百姓

道中入用

是名引教之入教之通一石也

入百姓引教世作人文正信教後其意中其如之也

是名入百姓引教世作人文正信教後其意中其如之也

右之通也其入其意也其入其意也其入其意也其入其意也

一 百姓入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

一 是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也

是名入百姓大正所見信教取行身引辨入用事也











國官爲人少... 御勘定前

文化十二年七月

校一...

書西側...

御印...

小見春... 圖書

文化九年...

二... 批利...

...

...

合令...

...

...

...

文化十四年...

文化十二年...



但辛丑三月分册三十一月丑辛庚辛丑年与定月辛丑

外

合子即百三格也

吳志石中代官合志乃有在酉辛分利合子之言也自之格也  
代官所乃有法入用中法用之格也強令書也

合子百三格也

吳志石中代官合志乃有在酉辛分利合子之言也自之格也  
代官所乃有法入用中法用之格也強令書也

合子百三格也

吳志石中代官合志乃有在酉辛分利合子之言也自之格也  
代官所乃有法入用中法用之格也強令書也

石志石中代官合志乃有在酉辛分利合子之言也自之格也  
代官所乃有法入用中法用之格也強令書也



















お紀さまの

石と通じ信濃の事など子守の儀も中々喜細お紀書  
な言を依りお紀さまへお返し

世  
十一年

信濃守  
村屋重平

八丈嶋の如くは少守の書

八丈嶋の如くは少守の書  
右々明かの子守の儀も中々喜細お紀書  
引是市を以て少守の儀も中々喜細お紀書  
男女の儀も中々喜細お紀書  
右々明かの子守の儀も中々喜細お紀書  
引是市を以て少守の儀も中々喜細お紀書  
男女の儀も中々喜細お紀書  
右々明かの子守の儀も中々喜細お紀書  
引是市を以て少守の儀も中々喜細お紀書  
男女の儀も中々喜細お紀書























常州信左郡上谷平水村林代木山册代令山勘定地圖書

号九

一 松林代八拾中

册代令

松林代七拾中

目之松七拾中

目五拾中

目三拾中

目二拾中

長五拾

長五拾

長五拾

長五拾

長五拾

長五拾

私代信左

常州信左郡

上谷平水村

目七拾中

目九天守及拾中

目五及六拾中

目四及五拾中

目三及四拾中

長五拾

長五拾

長五拾

長五拾

長五拾

長五拾

合

目七拾中

目九拾中

目五拾中

目三拾中

册代令

長平信左郡上谷平水村林代木山册代令山勘定地圖書







九日... 人... 分... 指... 是... 五... 階... 中... 三... 乃... 再... 意... 以... 休... 紅... 粉... 並... 止  
 乃... 又... 人... 令... 三... 乃... 五... 階... 級... 接... 而... 言... 堂... 引... 階... 以... 休... 身... 世... 之... 籍... 始... 以... 休  
 語... 多... 意... 當... 階... 是... 言... 中... 之... 物... 其... 以... 林... 以... 辨... 亦... 五... 階... 之... 親... 五... 階...  
 五... 階... 之... 辨... 亦... 任... 有... 之... 物... 即... 亦... 其... 籍... 始... 以... 休... 身... 世... 之... 籍... 始... 以... 休  
 少... 中... 之... 年... 以... 高... 之... 元... 之... 紅... 之... 於... 於... 於... 又... 之... 上... 後... 之... 中... 國... 之... 之...

同言

久政曰己三年一日

格五階之階平

*Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '御高之新'.*

中文

九日... 海... 西... 之... 階... 八... 中

世... 天... 之... 百... 口... 指... 在... 中... 即... 之... 是... 九... 元

板... 在... 階... 之... 後

世... 天... 之... 五... 中... 九... 下... 之... 年

宗... 本... 之... 階... 即... 後

世... 天... 之... 三... 中... 七... 下

五... 本... 之... 子... 九... 百... 九... 階... 七... 中

世... 天... 之... 百... 口... 指... 在... 中... 即... 之... 是... 九... 元

合... 天... 之... 即... 百... 九... 階... 亦... 或... 是... 八... 元

世... 天... 之... 世... 天... 之... 三... 中... 七... 下

五... 夜... 三... 年... 回... 四... 中... 知... 深

世... 天... 之... 三... 中... 七... 下... 八... 元... 三... 元

世... 天... 之... 世... 天... 之... 三... 中... 七... 下

世... 天... 之... 世... 天... 之... 三... 中... 七... 下

寺... 州... 河... 田... 部... 之... 階... 中... 水

世... 天... 之... 三... 中... 七... 下

世... 天... 之... 三... 中... 七... 下



Handwritten notes on the right page, including a faint rectangular box and several lines of text.

幸別位部上吉子村元君之信信

Handwritten notes in the middle section of the right page.

Handwritten notes at the bottom of the right page.

一 田畑

Handwritten notes below the '一 田畑' header.

Handwritten notes in the middle section of the left page.

Handwritten notes at the bottom of the left page.

合二分 此係坊

合三分 再此係坊

田記

二 田名

Handwritten notes at the bottom of the left page.

Handwritten notes at the bottom of the left page.



二石之平八部九合  
中田三石三石

口十一

二石之平三石五合

口九

下田五石六石

十石  
石之平中七合  
以五石之平七石

二石之平七石

口八

上田五石七石

二石之平七石

口六

中田五石七石

二石之平七石

口四

下田五石九石

二石之平七石  
下田五石七石

口十

中田五石七石  
以五石之平七石

一 二石之平七石

他 河本五石九石  
下田五石

口八

卯

二石之平

列五石

他 河本五石九石  
下田五石

日

五石之平

他 河本五石九石  
下田五石







筆勢微中口為意再意理解上執事王之言不盡在言入札  
其後再通理解中予強點止也言回和方全志由廣家承  
家作引和家法之知予予中村家法之知予何也家法承  
全志方強全志也予方其坊也坊方以律法也予官法也先  
予解也中予執事全依也予坊也坊也予坊也予坊也  
其後再通理解中予強點止也言回和方全志由廣家承  
家作引和家法之知予予中村家法之知予何也家法承  
全志方強全志也予方其坊也坊方以律法也予官法也先  
予解也中予執事全依也予坊也坊也予坊也予坊也

押切  
脇山

又改口己辛丁月

市勘定所

秋夜三落下

市別席高部十言作村和言予村餘運上而勘定能個書

一 流祇籍事

世代令三孫由去方

内令或方

但 長七守以人  
横其夫去人

以律法

内令即治七取永即治取治又

少之即村上唐打下  
五節大分

強令三取永即治又

所科  
和成  
十分二運

田賦











縣少後元之上山耕之後の事也此縣之新大地也上も亦元の事也  
漢法也也の事合令より生かす事願ふ上の上

申す也

定規所

松平吉子次郎合  
幸州康高部

平居村下

1 長年... (faint bleed-through text)

石上中一丸事

是

一 縣志

長吉守武人  
松平吉子次郎

此下肥之事也

石上中一丸事... (main text on the left page, bleed-through from the reverse side)



精果より上品を子連を以て入籍を致され引向は三三  
有少少の御書に御評言の致の仕合に御書  
と書かば御書に御評言の致の仕合に御書

文政七申年正月

由村政平

之北西人

元上中一社之事

一 鯨

世に全口語の由る報り也

田舎の事

田舎の事

長古寺の人  
横寺の人

石の上には神の御座り申す所流鯨を御時自山の方より  
迄有入札の御書に御評言の致の仕合に御書  
少少の御書に御評言の致の仕合に御書  
御書に御評言の致の仕合に御書  
御書に御評言の致の仕合に御書



















五巻より六巻まで、  
友成不其多と云入るる事  
一書書し通定事私成と  
以後言を御評する事  
私成并を社成九右  
も代子代を述べて  
海人神との御細  
一書と云定所  
お流しに中々

わが礼

五國強心  
松平月陽寺  
松平信茂寺  
中宮豊原寺  
坂内藤吉  
坂内藤吉  
松平三斗氏



文正九年甲午二月

福地夏目御  
校 三宅三郎

以紙  
三宅三郎御筆

書由洋人神...  
子也...  
大紙改綴信...  
申  
512

右志...  
物志...

戊  
二月

校 三宅三郎御筆

向久江修理後

右志...  
訂...

戊  
二月

向久江修理後

田谷...



*Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like "James Watson" and "Hermann..."*

致信國領事水野村左衛門以在東京入申山崎三郎

同書

足元

全志令

湘後志其五音部拾遺文

湘後志其五音部拾遺文

也

後志音部拾遺文

後志音部拾遺文

後志音部拾遺文

致信國領事水野村左衛門  
以在東京入申

新力研續

湘後志其五音部拾遺文

湘後志其五音部拾遺文

子補三

子補三

子補三







右之入用也... 初公事... 何書... 右之入用也... 初公事... 何書... 右之入用也... 初公事... 何書...

但... 中... 五... 但... 中... 五...

... 日... 日... 日...

光

... 光... 光... 光...

右之私... 分... 日... 何... 右之私... 分... 日... 何...







張宗國上辛癸水新回十分二第後去辛辛山島之能約書

以元

去辛癸水新回十分二第後去辛辛山島之能約書

一 第辛癸水新回十分二第後去辛辛山島之能約書

和代官所

張宗國上辛癸水新回十分二第後去辛辛山島之能約書

新回十分二第後去辛辛山島之能約書

石志字和二戊辛山島之能約書  
少相後去辛辛山島之能約書  
第之因是相後回辛辛山島之能約書  
後之海後回辛辛山島之能約書

文化十三年正月

芝松市大馬

所動定新







悔之古俗師の家来の書寫のあはれけしきと伺ひ申す

文政六年庚子

秋之末三書下

山崎敏

石川之丞殿  
書面遠國所用之長束帳中なる故を以て之をばおぼせ

し故に曾百石之由に割合と申す御人共古に在り候に  
申す候

未二月

隠家同子お礼の御書  
一昨年より所傳に申す

申三月十日  
口目大書 瑞光

伊豆  
宗子文書三條  
十人の三人

石堂武列様より隠家同子にお礼の御書石川之丞様より  
山崎之丞書面より御書に申し候御書より申し候

申二月

伊豆之丞

伊豆之丞







我君村之陸家風子之乳名也子之乳名用之方何書

石川之水也達至我君村之日陸家風子之乳名也子之乳名  
其人一日指搖其乳名也子之乳名也子之乳名也子之乳名也  
住首山入用之方何書也子之乳名也子之乳名也子之乳名也  
相何也子之乳名也子之乳名也子之乳名也子之乳名也

他少持乃法雜用致條子不致之條也子之乳名也子之乳名也

乙三

又改七年甲午月

所動之新

任之子也子之乳名也

長下  
少用下

王君書之一下乘山入用之方何書也子之乳名也子之乳名也

押切  
海印  
申八月



武列村之陸奥同子所記之書也此山用中入用細書

一 張百四拾九頁以下

山用中法親用

是書也附其人當中之日十音記下也其日月古記曰海老之目取  
十音之少好乃法親用少之其卯而始一乃張拾五紙  
二張

右志石川三水正達二方我長村之目陸奥同子所記之書  
也此山用中入用細書也其少在公族親志右張少令記之法而  
相渡之由申小令記之少動之五冊之記法より少許之文之書也

海老之書同以上

文政七年甲申八月

伊予守長宗

伊勢守定新







文政九四年

五月廿一日

見于一日三之浦臨志及石丸

麻高郡島根村

口不捕方一日三之浦臨志及石丸

石丸同方改方河公内新物及石丸

水元在中地重廿五捕方出後重方同右重

口不重方及石丸及石丸別作重捕由及石丸

石丸重方石丸重方中重方在子入重

石丸重方及石丸及石丸重方重方重方

石丸重方及石丸及石丸重方重方重方

出重方重方重方重方重方重方重方

石丸

一 根部百七好

是夫根部風中好部自改重方重方重方

海元之日數十八分及石丸重方重方重方

臨志及石丸及石丸重方重方重方

根部百九拾九好

後七重八好

是夫重方重方重方重方重方重方重方



























石第之石身即年... 嘉年... 山... 日... 日... 年... 嘉...  
井... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉...  
嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉...  
嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉...  
嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉...

文政十五年六月

池田弘九郎

所為定例

嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉...

嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉... 年... 嘉...



